



既設太陽光発電システム所有者様 **限定**

# NX3098

シリーズ

## REBORN<sup>®</sup> 補償サービス

既設の太陽光発電システムを所有している発電事業者様が、リチウムイオン蓄電システムNX3098シリーズを購入する際に「REBORN(リボーン)補償サービス」と称する当社が定めるメンテナンスサービスである「システム事前点検」を受検いただくことで

### 既設の太陽光発電システム機器の

# 自然故障を最長5年間補償<sup>※</sup>

※当社指定の修理業者にて機器故障にかかる修理サービスを受けることができます。NX3098シリーズ設置完了日から5年間の補償となります。  
※本補償サービスは、当社が定めるメンテナンスサービス(システム事前点検)をご契約いただいたお客様を被保険者とする提携する損害保険会社との保険契約に基づき提供するサービスです。

### 既設の太陽光発電システムと蓄電システムに

# 5年の自然災害補償を付帯<sup>※</sup>

※本補償サービスは、当社が定めるメンテナンスサービス(システム事前点検)をご契約いただいたお客様を被保険者とする提携する損害保険会社との保険契約に基づき提供するサービスです。

**当社以外の他メーカーの既設の太陽光発電システムにも適用**

**Q** 既存のシステム機器補償が残り1年で切れます。  
リボーン補償加入後にすぐ故障しても補償が適用されますか？

**A** もちろん適用されます。

加入前に当社が定めるメンテナンスサービスである「システム事前点検」を実施していただき問題なければ補償が適用されます。  
不具合が見つかった場合は既存保証でメンテナンスをした上で再度事前点検を受けることをおすすめします。

**Q** 他メーカーの既設の太陽光発電システムの保証があと3年残っています。  
リボーン補償に加入するとトータル8年になりますか？

**A** 補償期間は最長5年になります。

リボーン補償での補償期間はNX3098シリーズの設置工事完了日から最長で5年(既設の補償3年+リボーン補償2年)

**Q** 火災保険に加入している場合どちらのサービスが優先されますか？

**A** 既に参加されている火災保険が優先されます。

# リボーン補償サービス概要

## 主な特長

- 「既設システム保証」の終了(保証切れ)となった場合でも、機器故障にかかる修理サービスを受けることができます。
- お客様の火災保険等が適用にならない場合等、災害事故の復旧修理にもご利用いただけます。
- 修理サービス期間(補償期間)は、設置完了日から最長5年間。
- 修理回数はサービス期間中は無制限。1回の修理につき補償限度額(税込)を上限に修理サービスをお受けいただくことができます。
- 専用コールセンターにて修理受付を行います。

※メーカー保証優先適用となります。

## 補償内容

- 対象機器の取扱説明書および本体貼り付けラベル等の注意事項に従って正常な使用状態で発生した自然故障を対象とします。(蓄電システムは対象外)

※不具合発生時点において、太陽電池モジュールおよび架台は、設置完了日(系統連系日)から20年以内。その他、接続箱、接続ケーブル等は、16年以内であることを要します。  
※災害補償部分は年数に限らず対象です。

- 次の災害時にも補償サービスが適用されます。なお、お客様が加入する火災保険等が優先されます。**火災、落雷、破裂又は爆発、風災、雹災、雪災、水災、盗難、建物の外部からの物体の落下、飛来、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触**

| 対象機器       | 自然故障(製造瑕疵) | 自然災害(落雷等) |
|------------|------------|-----------|
| 既設システム機器   | 本制度対象      | 本制度対象     |
| NX3098シリーズ | メーカー保証適用   | 本制度対象     |

※お客様が加入する火災保険等が優先されます。  
※対象機器にメーカー保証が適用となる場合は、メーカー保証が優先されます。  
※修理サービスは、修理または保険対象と同型または同型同等の未使用品の引き渡しとなります。  
※点検・調整作業、移設、各種配管等の接続、部品交換を伴わない修理、付属部品の交換、機能・ソフトウェア設定、清掃作業は有償となります。

## 対象機器

- 当社が定めるメンテナンスサービス(システム事前点検)を受検した以下に記載の既設太陽光発電システム構成機器が本補償サービスの対象です。



※モニター・コミュニケーションユニットは対象外です。

新設蓄電システムは対象外(ただし災害補償部分は補償対象)。

## 修理限度額

| 製品             | 修理サービス期間                 | 修理限度額(税込)                         | システム容量(kW) | 補償限度額(税込) |
|----------------|--------------------------|-----------------------------------|------------|-----------|
| 住宅用太陽光発電システム機器 | 蓄電池(NX3098)の設置完了日から最長5年間 | 修理回数は無制限。1回の修理につき補償限度額(税込)まで利用可能。 | ~10kW以下    | 150万円     |

※新規設置機器(NX3098シリーズ蓄電システムなど)の保証延長費用は含めていませんので、別途費用算出のうえ加算します。

## ご加入条件

### ネクストエナジーが定めるシステム事前点検の受検

事前点検により不具合が発見された場合、メンテナンスサービス(システム事前点検)で修理・交換を行っていただきます。

※事前診断により不具合が認められるときは、その不具合を解消した後に再度「事前点検」を実施いたします。

|                      |   |
|----------------------|---|
| サービスの仕組み             | 本補償サービスは、当社が定めるメンテナンスサービス(システム事前点検)をご契約いただいたお客様を被保険者とする提携する損害保険会社との損害保険契約の内容に基づき提供するサービスです。   |
| 保険の対象                | お客様が設置した太陽光発電システムのうち、メンテナンスサービス契約を締結した以下の①から⑤のシステム構成機器一式となります。①太陽電池モジュール②パワーコンディショナ③接続箱(昇圧機能付き接続箱を含む)④ケーブル⑤架台および据付金具ただし、「補償対象となる主な場合」の「1部品交換を伴う電気的・機械的事故」を起因とする自然故障に限り、以下の条件に該当する機器が対象となります。①太陽電池モジュール、⑤架台は、設置完了後20年以内の機器かつ製造メーカーの製品保証が得られない機器。②パワーコンディショナ、③接続箱(昇圧機能付き接続箱を含む)、④ケーブルは設置完了後15年以内の機器かつ製造メーカーの製品保証が得られない機器。   |
| お支払いする保険金等           | 損害保険金<br>次の算式による保険金をお支払いします。ただし、保険金額または保険価額(再調達価額)のいずれが低い額を限度とします。 損害保険金=損害の額(再調達価格)-他の保険契約等(注)から支払われた保険金または共済金の合計額(注)この保険契約の保険の対象の全部または一部に対して支払責任が及ぶ他の保険契約または共済契約をいいます。<br>残存物取片費用保険金<br>上記の損害保険金を支払われる場合において、事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対して、損害保険金の10%に相当する額を限度として残存物取片づけ費用保険金を支払います。  |
| 補償対象となる主な場合          | ①部品交換を伴う電気的・機械的事故、②建物の外部からの物体の落下、飛来、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触、③火災、④落雷、⑤破裂又は爆発、⑥風災、⑦雹災、⑧雪災、⑨水災、⑩盗難<br>※お客様がご加入の火災保険が優先して適用されますので、ご了承ください。  |
| 補償の対象とならない主な場合(免責事項) | ・対象製品本体の故障と判断できない不具合<br>・風雨雪雹(ひょう)砂塵(じん)その他これらに類するもの吹込みまたは雨漏り等、自然災害に該当しない理由による損害・保険の対象の使用もしくは管理を委託された方、または契約者および契約者と同居の親族、または被保険者(発電事業者)の故意によって生じた損害・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害<br>・差押え、没収、取用、破壊等、国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害・保険の対象の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害・保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害<br>・保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害・保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとく、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害<br>・格落ち(保険の対象の価値の低下をいいます。)によって生じた損害<br>・異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害<br>・温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害<br>・修理費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用・機械、設備、ソフトウェア、ネットワーク等における日時認識エラーが原因でこれらのものに誤作動や故障が発生した結果で生じた損害・保険の対象の製造者、販売者および施工業者が、被保険者(発電事業者)に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害・不当な修理や改造または取り付けによって生じた損害<br>・電源周波数(Hz)の変更に伴う改造、修理によって生じた損害<br>・保険の対象が譲渡された場合、部品交換を伴わない故障・不具合の修理を行った場合・契約者または被保険者(発電事業者)が、本サービスで指定する修理業者以外へ修理を依頼された場合・触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに準ずる物に起因する生じた損害・防音材、フィルター類、酸素富化膜、乾電池、充電電池、電球、替刃、針等の消耗品のみが発生した損害・外装部品、保険対象以外の設備部品(コード、アダプター等の配線、配管等、循環金具、パッキン類、その他施工部材等)・外來の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害・被保険者の他の保険契約等で補償される損害(ただし、他の保険契約等で補償された後、おにこの保険契約で支払うべき保険金が残る場合は、その残りの部分に相当する保険金が支払われます。)※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、ご不明な点については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。 |
| 故障発生時の注意事項           | 発電停止時には、単なる「故障」との報告では保険適用にはなりませんので、ご注意ください。以下のチェック項目に該当した場合に、保険適用となりますので、現場調査時にご確認ください。(1)ショート、アーク、スパーク過電流等により電気機器または装置に炭化または溶融が生じている。(2)機械的内的要因により機械装置に焼付け・破損等が生じている。(3)自然劣化、機能に影響しない割れ・破損(欠けはがれ)・変形・浮き・隙間・キズではない。   |